

官令

○司法省第八號
岐阜地裁所管内高山支廳本月十五日ヨリ開廳ス
右告示候事
明治十六年八月十一日 司法卿大木喬任

時事新報

公債証書ノ騰貴

近來公債証書ノ價額リコ騰貴シテ七分利付金庫公債証書
額面百圓ニ付時價八十七圓以上ニ達シタリ世上或ハ此商
況ヲ見テ日本ノ公債証書ハ次第ニ國民ノ信ヲ得テ斯ノ如
シ、証書ノ騰貴ハ即チ國民ガ政府ヲ信スルノ証トシテ見
ル可シナド公言スル者アリト云フ我輩ハ此言ヲ聞クニ付
テ少シク驚見テ陳ベザルヲ得ズ事固ヨリ近淺ナル問題ニ
シテ敢テ大方ノ騰貴ハスニ足ラズト雖モ廣キ江湖ニハ
無識ノ人モ少ナカラズ証書ノ時價昂低ニ際シテ何等ノ
勘辨モナク唯其騰貴スルヲ見テ貴シト思ヒ其貴キハ百年
モ貴カラント妄想シテ爲ニ自家ノ財産ヲ進退スル者ナキ
ナ期ス可ラズ敢テ鄙見ヲ陳ル由縁ナリ

公債証書ノ騰貴ハ國民ガ政府ヲ信スルノ厚キガ爲ニ非ズ
前年始メテ証書ナルモノヲ政府ヨリ發行シタル其時ニハ
或ハ信不信ノ意味モナキニ非ズ之ガ爲ニ非常ナル相場ヲ
現ハシタルコトモアリシカハ此或迷ハ一兩年ノ間ニ消散シ
テ爾來今ニ至ルマデ如何ナル人民ニテモ証書ニ付テ一點
ノ疑念ヲ懷ク者ナシ其コレヲ信スルヤ紙幣ヲ信シテ之ヲ
通用スルニ異ナラズ本年ノ一月頃ニハ七分利付公債証書
ノ價凡七十四圓少餘ナリシモノガ僅ニ七八ヶ月ヲ經テ今日
ニ至リ八十七圓餘ト爲リ七十ニ付十六七即チ凡二割五分
ノ差ヲ生シタルヲ以テ國民ガ政府ヲ信スルノ証ト爲スハ
明治政府ハ八ヶ月ノ間ニ二割半ノ信ヲ増シタリトノ意味
ナラント雖モ無稽ノ甚シキモノト云フ可シ我輩ノ所見ニ
テハ本年一月ヨリ政府ニ向テ新ニ一毫ノ信ヲ増サズ又一
毫ノ信ヲ減セズ其コレヲ信スルハ公債証書發行ノ時ヨリ
今日ニ至ルマデ終始一ノ如ク曾テ變化シタルコトナシ江湖
ノ人々モ亦必ズ我輩ト同意ナラン同意ナレバ公債証書ヲ
抵當ニシテ金ヲ貸借シ數年來常ニ之ヲ疑フタルコトナク又
コレヲ信スルノ度ヲ深淺シタルコトナキニ非ズヤ左レハ証
書ノ價ノ昂低ハ以テ政府ヲ信スルノ民心ヲ測ルニ足ラザ
ルナリ

然ハ則チ近日其類リコ騰貴スルハ何ゾヤ商況不景氣ノ爲
ニ商人等ガ趨取ノ氣ヲ失フテ萎縮シタルガ故ナリト答テ
可ナラン紙幣次第ニ下落シテ物價次第ニ騰貴スルノ時ニ
當テハ商人等ガ何品ヲ仕入レテモ曾テ損亡ヲ覺ヘコトナシ
或ハ銀貨ヲ標準ニ立テ、計算シテラハ時ニ大ニ失敗シタ
ルコトモアラント雖モ紙幣ノ數ヲ以テ計レバ常ニ勝利ナラ
ザルハナシ例ハ百圓ノ品ヲ仕入レタル時ニ銀貨ノ價百

三十圓ナリシモノガ二ヶ月ヲ經テ其品物ヲ百十五圓ニ賣
捌キ一割五分ノ利ヲ見タリ然ルニ其實捌キノ時ニハ銀貨
ノ價騰貴シテ百六十圓ト爲リタレバ其實ハ五圓餘ノ損ナ
レハ紙幣ノ數ニ於テハ相違モナキ十五圓ノ利益ナルヲ以
テ實ニ失ヒナガラモ名ニ欺カレテ一時商賈ノ大景氣ヲ催
フシタルモノガ其程度ニ至テ忽チ反對ノ症ヲ現ハシ全國
一般漸ク不景氣ノ風ニ吹カレテ此風ト共ニ銀貨ノ價モ亦
頻リニ下落シ品物ヲ仕入ル、者ハ毎ニ損亡ヲ見ザルハナ
シ仮令ヒ賣買上銀貨ヲ本ニ立レバ損ナラザルモ通貨ノ數
ニ於テ若ク失敗シ之ガ爲ニ國中破産シタル者ハ殆ト其數
ヲ知ル可ラズ是ニ於テカ商人等ノ勇氣ハ一時ニ挫折シテ
荷モ財產アル者ハ其財產ヲ品物ニスルヲ好マズ品物ヲ仕
入レ又工業ニ資本ヲ仰シテ諸品漸落ノ禍ヲ蒙ランヨリモ
寧ロ無爲ニシテ失フナキノ優レルニ若ク況ヤ銀貨ノ下
落紙幣ノ上騰ハ今日ヲ以テ明日ヲ期ス可ラズ政府モ亦紙
幣ノ下落ヲ頻リニ苦慮セラレテ或ハ頓ニ如何ナル發令
アル可キモ測リ難キコトニシテ今日ノ物價既ニ下落シタル
ガ如クナルモノ今後銀紙ノ差ヲ思ヘバ尙二十餘圓ノ危險ア
リ容易ニ手ヲ下ラス可ラズトテ恰モ二十餘圓ノ危險ニ嚇
サレテ一步ノ運動ヲ退ウスルヲ得ズ唯今日一品ヲ仕入レ
テ明日コレヲ賣渡スルノ謀ヲ爲スノミニシテ商法上見込
品ヲ仕入レテ半年又一年ノ利益ヲ期スルガ如キ者ハ全國
地ヲ拂フテ一商家アルヲ見ズ既ニ品物ヲ仕入ル、ガ爲ニ
金ヲ要セズ此金ヲ空シテ積ムモ亦忍ビザル所ナレ
バ窮策ナガラ公債証書ヲ買フテ薄利ヲ得ントスルノ人情
ヲ催フシ遂ニ今日証書ノ騰貴ヲ致シタルコトナリ七分利付
ノ証書ヲ八十七圓ニテ買ヘバ其利子一年八末ニ過キテ固
ヨリ日本商人ノ甘シズルモノニ非ザレハ八末モ尙ナキニ
優レリト云フマデノコトニシテ若シモ一旦商況ノ機ヲ變
或ハ政府ヨリ紙幣兌換ノ令ヲ發スル敷又ハ其價格ヲ動カ
ス可ラザルモノニ確定スル敷又或ハ商機變轉シテ銀貨上
騰ノ勢ヲ催フス敷何レモ是等ノ變動ヨリシテ少シク商
況ノ恢復ヲ致シ商人ノ資本ヲ商賈上ニ用ルノ端ヲ閉クキ
ハ一時公債証書ニ姿ヲ變シタル通貨ハ忽チ商人ノ手ニ復
リテ活機ノ働キ爲ス可シ即チ公債証書下落ノ時ナリ但シ
其時節到來ノ期ハ我輩ノ明言シ能ハザル所ナレ事ノ始
未ハ大ニ違フモノナカル可シト信スルナリ

以上記シタル次第ナレバ目下公債証書ノ騰貴ハ國民ガ假
ニ政府ヲ信スルノ由縁ニ非ズ唯商賈不景氣ノ徵候トシテ
見ル可キノミ其實買ノ常ニ強氣ナルハ商人工業家ノ窮策
ニ出タルモノナリ日本國民ニ資本ノ豐ナルヲ表スルニ非
ズシテ商賈不景氣工業衰微ノ實況ヲ示スモノナリ之ヲ營
ヘバ身体ノ強壯ニ復テ腹痛ノ止ムアリ又或ハ体力衰
弱シテ腹痛ヲ覺ヘザルコトアリ總ニ之ヲ皮相スレバ四十

ガラ腹痛ナシト雖モ其原因ハ則チ正ニ反對ナリ今ノ商賈
不景氣工業衰微ノ爲ニ証書ノ騰貴スルハ体力衰ヘテ麻痺
シタルガ爲ニ腹痛ヲ覺ヘザルノ類ナランノミ

雜報

○御移住 皇女增宮ニハ前號ニ記セシ如ク急本日青山御
産房ヨリ喜震ケ開カレ壺川邸へ御移住遊をされしを以テ
是迄御産所内に詰居りし御養育掛堀河藤隆君ハ昨日自邸
へ歸りて御待受け都合をなせしよし

○巡察使歸京 巡察使渡邊元老院職官(清)及隨行團金子
元老院權大書記官ハ御田濟みて去る九日歸京したり

○兩參議 伊藤松方ノ兩參議ハ一昨十一日午後一時三
十分上野發の電車にて全線見分として熊谷驛まで赴じ
同驛同四時三十分發の電車にて直ち歸京したり

○政務顧問 伊藤參議ガ歐洲より憲法取調ありし各國
の所長を參照し専ら我國ニ適應せしめんとの趣意にて就
中獨國の政体ハ其重注目ありしとは曾て世上風評あ
りしが今聞く處ふれハ政務顧問として獨國政事家二人
(何れも比叻の黨團を受けし者ありといふ)を我政府に雇
聘せらるゝ内約ありしと風聞すれど如何なるものや

○チヨンアルベルト公 今度來朝せし同殿下の一行ハ神
戶榮町ある對面館に投宿し去る八日名よし須磨磨
子一の谷の名勝古戰場等を一覽し同九日有馬の温泉へ
赴かれ同十一日神戶發の第二列車にて大阪へ赴き造幣局
泉布觀ふ一泊の上翌十二日奈良舊都遊覽の爲大和路へ出
立法隆寺、三笠山等の古刹名勝を巡覽同所武藏野一泊
十三日京都府下巡覽迎賓館一泊の上翌十四日瀨車にて神
戶港へ赴じ此都合より同夜出帆の瀨船小乗込み上京の
豫定ありと同地より通信あり

○宇都宮三郎君 同君ハ兼て愛知靜岡兩縣へ工務取調
の事件にて出張ありしが御用の都合にて去る九日一旦歸
京し尙本日出發山口縣下赴死路路前御用ある靜岡縣
を巡廻する積ありと云ふ

○農學校巡視 農商務省農務局長岩山大書記官ハ同局
各課長と共に昨日駒場農學校を巡視したり

○歸京井出張 農務省本局及生野三池、兵庫、長崎ハ
四分局へ出張しる長谷川工部權大書記官ハ御田濟にて
去九日歸京、西内工部權少書記官ハ本月八日兵庫及長崎
表へ出張を命せられ又兼お植物採集として紀伊、大和、伊
勢の三國へ出張せし東京大學御用掛理事部教授補助松村
任三、大久保三郎の兩氏ハ本月八日歸京したり

○エムピー氏 前號ニ記載せし今般我國へ渡來せし米國
經育府監獄醫官ハエムピー、エムピー、エムピー氏ハ
一昨日より市谷監獄署及び小菅監獄を一覽したり
又同氏ハ殊に外務省事務を好みし付當中事務各員ハ大

○故保科正敬君 去る六月廿九日
多年奉職賜顧
金五百圓を以テ
君の知友某々々
協働中の由今サ
家おして世々々
幕の時當て々々
君と共佛國
出仕を命せらる
進み六年兵費
中佐に任同々々
權職を兼任し
學寮廢の上更
野原野營演習
征討の際戰功
授章を賜はり
れたり本年は
の死を致した
○高等法院
初被告愛澤年
田氏次お辨護
として公訴狀中
効力なきと辨
人の論辯を一
歴然掩ふべか
福島裁判所の
各被告及び辨
論及し第一席
平島及び其辨
氏お係る駁論未
とて裁判長は
名も取り去る
○水雷火 去る
水雷火試發は
燈を點して水
燈とするの方
應するの方響
り及び發火の
にて空船を爆
々飛散しるは
難は連發のもの
ものにて其一
のありし右の